

事例 2: 国際的規範とアジェンダ設定

2019 年 11 月 22 日(金)の講義において、国際的規範とアジェンダ設定に関して ‘gender equality’ 素材とした議論を行ないます。2 の資料を読んだ上で、3 の論点に関して A4 で 1-2 ページ程度のレポートにまとめ、11 月 19 日(火)17 時までに 4 の提出先に送付して下さい。

1 テーマ

国際規範としての ‘gender equality’ と日本

2 資料

1. Krook, M. L., & True, J. (2012). Rethinking the life cycles of international norms: The United Nations and the global promotion of gender equality. *European Journal of International Relations*, 18(1), 103-127.
2. 辻由希. (2012). 家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治. ミネルヴァ書房.
3. 堀江孝司. (2017). 安倍政権の女性政策. *大原社会問題研究所雑誌*, 700, 38-44.

3 論点

1. 資料 1(Krook & True 2010)を読み、‘gender equality’ の意味するところがどのように変わってきたのか述べてください。
2. 日本では女子差別撤廃条約(CEDAW, 1979 年に国連で採択)を批准するために法制度が見直され、男女雇用機会均等法の制定(1985 年)や、女子のみ必修だった家庭科の男女共修化(中学校 1993 年, 高校 1994 年)など、国際社会が日本のジェンダーのあり方に影響を及ぼしました。他方、経済社会的状況など国内の要素がジェンダーに関わる政策を動かすこともあります。
 - (1) 資料 3(辻 2012: 特に pp. 66-)と資料 4(堀江 2017)を読み、1990 年代以降の日本の ‘gender equality’ を巡る議論の展開を整理してください。
 - (2) また、これまでの論点を踏まえて、国際機関・組織と国内の相互作用という観点から、国際社会の規範の影響・役割についてあなたの意見を述べてください。

4 提出

- 城山英明[siroyama@j.u-tokyo.ac.jp]

- メールの件名：国際行政論 2019 事例 2_(氏名)
- 提出期限：11 月 19 日(火)17 時.